

鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

公益法人制度改革関連三法の施行等に伴い、事務処理権限の区分について所要の改正を行う。

- 公益法人制度改革関連三法 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律  
 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律  
 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

2 規則の概要

(1) 共通事項の指導監督に関する事務のうち、公益認定、移行認定及び移行認可等に係る事務処理権限の区分を次のとおり定める。

ア 共通事項に係る事務処理権限

区 分	決裁権限
<ul style="list-style-type: none"> <li>一般社団法人又は一般財団法人についての公益認定</li> <li>特例民法法人の公益法人への移行認定</li> <li>特例民法法人の一般社団法人等への移行認可</li> </ul>	知事決裁
<ul style="list-style-type: none"> <li>公益認定又は公益社団法人等への移行認定若しくは一般社団法人等への移行認可に係る関係機関の意見聴取</li> </ul>	課長専決

イ 個別事項に係る事務処理権限

区 分	決裁権限
公 益 法 人 ・ 公益法人の合併による地位の承継の認可 ・ 公益認定の取消し（部長専決以外のもの） ・ 特例民法法人に対する解散命令 ・ 一般社団法人等への移行認可の取消し	知事決裁
団 体 指 導 室 ・ 公益認定の変更の認定 ・ 公益法人に対する必要な措置の勧告及び措置の命令 ・ 公益認定の取消し（取消しの申請に係るもの又は移行登記を怠ることによるもの） ・ 特例民法法人の合併若しくは定款の変更、特例財団法人の評議員の選任方法又は移行法人の公益目的支出計画の変更の認可 ・ 特例民法法人の残余財産の処分の許可 ・ 特例民法法人に対する必要な措置の命令 ・ 移行法人に対する勧告又は必要な措置の命令 ・ 移行法人の残余財産の処分の承認	部長専決
・ 公益法人の名称等の変更、合併、事業譲渡、公益目的事業の全部廃止、解散、残余財産の引渡しの見込み若しくは清算結了等に係る届出又は財産目録等の受理 ・ 公益法人の合併による地位の承継の認可、公益法人に対する勧告若しくは措置の命令又は公益認定の取消しに係る関係機関の意見聴取 ・ 公益法人に対する報告の要求又は立入検査の実施 ・ 公益法人に対する勧告の内容の公表 ・ 特例民法法人の解散若しくは清算結了の届出若しくは移行認定登記完了後の届出又は移行法人の合併の届出の受理等	課長専決

(2) 次の所属の事務処理権限の区分について所要の規定の整備を行う。

- ア 青少年・文教課  
 イ 医療政策課

ウ 医療指導課

エ 農政課

オ 公益法人・団体指導室

カ 経済・雇用政策総室

(3) 施行期日は、公布日とする。